

岡山県公報		発行 岡山県					
目次		担当課（室）		目次			
【規則】 ○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県事務処理規則及び衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則 ○ 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則 （以上県例規集登載） 【告示】 ○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正 （県例規集登載） 【企業局】 ○ 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程 （県例規集登載） 【人事委員会】		くらし安全安心課 医薬安全課 子ども未来課 環境管理課 医薬安全課 〃 経営支援課 総務企画課		職員 ○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 ○ 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 ○ 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 ○ 地域手当に関する規則の一部を改正する規則 ○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県教育委員会教育長の期末手当の減額に関する規則の一部を改正する規則 ○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載） 【正誤】 ○ 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の正誤 （県例規集登載）		人事委員会 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 議会事務局総務課	

◎岡山県規則第六十九号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第一条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年岡山県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「十五の項リ」を「十四の項リ」に改め、同表の二の項中「十三の項ヌ」を「三十二の項ヌ」に改め、同表の三の項中「六十五の項タ」を「六十四の項タ」に改め、同表の四の項中「七十一の項ホ」を「七十の項ホ」に改め、同表の五の項中「七十二の項レ」を「七十一の項レ」に改め、同表の六の項中「七十四の項ウ」を「七十三の項ウ」に改める。

別表第二の二十二の項中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同項二中「の規定による母子福祉資金の」を「第三十一条の六第三項ただし書及び第三十七条第三項ただし書の規定による」に改め、同項ホ中「の規定による母子福祉資金の」を「第三十一条の六第五項及び第三十七条第五項の規定による」に改め、同項ヘ及びト中「の規定による母子福祉資金の」を「（政令第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による」に改め、同項中チからルまでを削り、ヲをチとし、ワからタまでをリからヲまでとする。

第二条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表第二の三十三の項中「三十三の項」を「三十四の項」に改め、同項を同表の三十四の項とし、同表の三十二の項中「三十二の項」を「三十三の項」に改め、同項を同表の三十三の項とし、同表の三十一の項中「三十一の項」を「三十二の項」に改め、同項を同表の三十二の項とし、同表の三十の項中「三十の項」を「三十一の項」に改め、同項を同表の三十一の項とし、同表の二十九の項中「二十九の項」を「三十の項」に改め、同項を同表の三十の項とし、同表の二十八の項中「二十八の項」を「二十九

の項」に改め、同項を同表の二十九の項とし、同表の二十七の項の次に次の一項を加える。

二十八 特例条例別表第二の二十八の項に規定する難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下この項において「法」という。）	イ 法第六条第一項の規定による支給認定の申請の受理 ロ 法第十条第一項の規定による支給認定の変更の申請の受理 ハ 省令第十三条第一項の規定による氏名等の変更の届出の受理 ニ 省令第二十六条の規定による医療受給者証の再交付の申請の受理 ホ 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年岡山県規則第七十二号。以下この項において「規則」という。）第三条の規定による特定医療費の支給の申請の受理 ヘ 規則第五条第一項の規定による支給認定の要件に該当しなくなった場合の届出の受理 ト 規則第五条第二項の規定による死亡の届出の受理 チ 規則第六条第一項の規定による訪問看護の支給の申請の受理 リ 規則第六条第二項の規定による氏名等の変更の届出の受理 ヌ 規則第六条第三項の規定による計画書等の受理 ル 規則第六条第四項の規定による請求の受理
--	---

附 則
この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十七年一月一日から施行する。

◎岡山県規則第七十号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三環境管理課の部16の項1(3)中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同1(4)中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同1(5)中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改め、同1(6)中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

別表第三
医薬安全課の部中13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、同部10の項中「及び小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和49年）見発第102

(2) 指定の取消し（施行規則第7条の16）

(3) 指定等の公表（施行規則第7条の17）

10 難病の患者に対する医療
等に関する法律（平成26年
法律第50号）の施行に關す
る事務

1 特定医療費の支給に関すること。

(1) 支給認定及び医療受給者証の交付（第7条、

(2) 指定難病審査会への諮問(第7条)

(3) 支給認定の変更の認定(第10条)

(4) 支給認定の取消し（第11条）

(5) 医療受給者証の再交付（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「施行規則」という。）第26条）

2 指定医療機関に関すること。

(1) 指定及び指定の更新（第5条，第15条，

[illegible]

別表第三子ども未来課の部1の項1(15)中「昭和23年厚生省令第11号。」を削る。

(衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部改正)

第二条 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則（平成十二年岡山県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号を次のように改める。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この号において「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この号において「省令」という。）に基づくもののうち次に掲げるもの

イ 法第十九条の三第一項の規定による同条第三項に規定する医療費支給認定の申請

口 法第十九条の五第二項の規定による医療費支給認定の変更の申請

ハ 法第十九条の六第二項の規定による医療受給者証の返還

ニ 法第二十条第一項の規定による療育の給付の申請

ホ 省令第七条の九第三項の規定による小児慢性特定疾病児童等の保護者の氏名等の変更の届出

ヘ 省令第七条の二十三第一項の規定による医療受給者証の再交付の申請

別表第一中第三十八号を第三十九号とし、第三十一号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下この号において「法」という。）、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号。以下この号において「省令」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年岡山県規則第七十二号。以下この号において「規則」という。）に基づくもののうち次に掲げるもの

イ 法第六条第一項の規定による支給認定の申請

ロ 法第十条第一項の規定による支給認定の変更の申請

ハ 省令第十三条第一項の規定による氏名等の変更の届出

ニ 省令第二十六条の規定による医療受給者証の再交付の申請

ホ 規則第三条の規定による特定医療費の支給の申請

ヘ 規則第五条第一項の規定による支給認定の要件に該当しなくなった場合の届出

ト 規則第五条第二項の規定による死亡の届出

チ 規則第六条第一項の規定による訪問看護の受給の申請

リ 規則第六条第二項の規定による氏名等の変更の届出

ヌ 規則第六条第三項の規定による計画書等の提出

ル 規則第六条第四項の規定による請求

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

◎岡山県規則第七十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「法」という。）の施行に関し、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定医療機関の指定の更新の申請等)

第二条 指定医療機関の指定の更新等に関し次に掲げる申請、申出又は届出をしようとする者は、それぞれ知事が必要と認める事項を記載した申請書、申出書又は届出書及び書類を知事に提出しなければならない。

一 法第十五条第一項に規定する指定の更新の申請

二 法第二十条の規定による指定の辞退の申出

三 省令第四十三条の規定による業務の休止、廃止若しくは再開をし、又は処分を受けた場合の届出

(特定医療費の支給の申請)

第三条 支給認定を受けた指定難病の患者がやむを得ない事由により医療受給者証を提示しないで指定特定医療を受けた場合において、その負担した当該指定特定医療に要した費用について特定医療費の支給を受けようとするときは、当該患者又はその保護者は、知事が必要と認める事項を記載した申請書及び書類を知事に提出しなければならない。

(指定医の指定の更新の申請等)

第四条 指定医の指定の更新等に関し次に掲げる申請又は申出をしようとする者は、それぞれ知事が必要と認める事項を記載した申請書又は申出書及び書類を知事に提出しなければならない。

一 省令第十七条第二項に規定する指定の更新の申請

二 省令第二十条第一項の規定による指定の辞退の申出

(支給認定の要件に該当しなくなった場合の届出)

第五条 支給認定を受けた指定難病の患者が法第七条第一項各号のいずれにも該当しなくなった場合には、当該患者又はその保護者は、知事が必要と認める事項を記載した届出書及び書類に医療受給者証を添えて知事に提出しなければならない。

2 支給認定を受けた指定難病の患者が死亡した場合には、その保護者又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、知事が必要と認める事項を記載した届出書及び書類に医療受給者証を添えて知事に提出しなければならない。

(訪問看護の受給の申請等)

第六条 訪問看護を受けようとする難病の患者又はその保護者は、知事が必要と認める事項を記載した申請書及び書類を知事に提出しなければならない。

2 訪問看護を受けている難病の患者（以下「訪問看護受給者」という。）又はその保護者は、当該訪問看護受給者の氏名、住所、加入している医療保険その他知事が別に定める事項に変更があった場合は、知事が必要と認める事項を記載した届出書及び書類を知事に提出しなければならない。

3 訪問看護を受託した医療機関は、毎月、知事が必要と認める事項を記載した、訪問看護受給者に対する訪問看護の実施に関する計画書及び主治の医師の指示書並びに訪問看護の実施状況に関する実績報告書並びに書類を知事に提出しなければならない。

4 訪問看護を受託した医療機関は、省令第四十九条の規定による費用の交付を請求しようとする場合は、知事が必要と認める事項を記載した請求書及び書類を知事に提出しなければならない。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

◎岡山県告示第六百二十九号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

別表産業労働部の部経営支援課の項44から47までの規定中「商工会議所に」を「商工会議所（主たる事務所の所在地が岡山市の区域に属する商工会議所を除く。）に」と改め、同項48中「第46条第2項」を「第46条第5項」と、「認可」を「届出」と、「商工会議所に」を「商工会議所（主たる事務所の所在地が岡山市の区域に属する商工会議所を除く。）に」と、「40日」を「14日」と改める。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第十四号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十一号中「満九歳」を「満十二歳」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年一月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十二号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十一号中「満九歳」を「満十二歳」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十三号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表中「6,600円」を「6,700円」に、「8,500円」を「8,600円」に、「11,200円」を「11,300円」に、「12,100円」を「12,200円」に改め、別表第二ロの表中「11,600円」を「11,700円」に改め、別表第二ハの表中「9,000円」を「9,100円」に、「12,200円」を「12,300円」に、「13,200円」を「13,300円」に改め、別表第二ニの表及び別表第二ホの表中「11,800円」を「11,900円」に改め、別表第二ヘの表中「11,700円」を「11,800円」に改め、別表第二トの表中「13,100円」を「13,200円」に改め、別表第二チの表中「9,700円」を「9,800円」に、「11,300円」を「11,400円」に改め、別表第二リ of 表中「10,400円」を「10,500円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

◎岡山県人事委員会規則第二十四号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

岡山県人事委員会委員長
 森
 義
 郎

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「職は、」の下に「行政職給料表の適用を受ける医師又は歯科医師である職員の職のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とするもの及び」を加え、同条第二項中「行政職給料表、教育職給料表（一）及び」を削り、同項ただし書を削る。
 別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 412,200	円 366,700	円 307,000	円 50,300	円 30,000
1 年 以上 2 年 未 満	412,200	366,700	307,000	50,300	27,000
2 年 以上 3 年 未 満	412,200	366,700	307,000	50,300	24,000
3 年 以上 4 年 未 満	412,200	366,700	307,000	50,300	21,000
4 年 以上 5 年 未 満	412,200	366,700	307,000	50,300	18,000
5 年 以上 6 年 未 満	412,200	366,700	307,000	50,300	15,000
6 年 以上 7 年 未 満	412,200	366,700	307,000	48,500	12,000
7 年 以上 8 年 未 満	412,200	366,700	307,000	46,700	9,000
8 年 以上 9 年 未 満	412,200	366,700	307,000	44,900	6,000
9 年 以上 10 年 未 満	412,200	366,700	307,000	43,100	3,000
10 年 以上 11 年 未 満	412,200	366,700	307,000	41,300	

平 成 2 6 年 1 2 月 2 2 日 岡 山 県 公 報 号 外

11年以上12年未満	412,200	366,700	307,000	39,500	
12年以上13年未満	412,200	366,700	307,000	37,700	
13年以上14年未満	412,200	366,700	307,000	35,900	
14年以上15年未満	412,200	366,700	307,000	34,500	
15年以上16年未満	412,200	366,700	307,000	33,100	
16年以上17年未満	407,800	362,700	303,700	31,700	
17年以上18年未満	403,400	358,700	300,400	30,300	
18年以上19年未満	399,000	354,700	297,100	28,900	
19年以上20年未満	394,600	350,700	293,800	27,500	
20年以上21年未満	390,200	346,700	290,500	26,100	
21年以上22年未満	370,800	329,800	276,700	25,500	
22年以上23年未満	351,000	312,600	262,700	24,900	
23年以上24年未満	331,700	295,900	249,200	23,900	
24年以上25年未満	312,300	279,000	235,300	23,300	
25年以上26年未満	292,800	262,100	221,600	22,700	
26年以上27年未満	270,100	241,300	204,000	22,100	
27年以上28年未満	247,900	220,900	186,900	21,500	
28年以上29年未満	225,500	200,500	169,600	20,700	
29年以上30年未満	202,700	179,700	152,000	20,400	
30年以上31年未満	177,900	157,800	134,000	20,000	
31年以上32年未満	153,000	135,900	115,700	19,400	
32年以上33年未満	128,400	114,200	97,800	18,500	

33年以上34年未満	90,300	82,300	71,800	17,600	
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	16,900	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

(適用)

2 改正後の別表第二の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

◎岡山県人事委員会規則第二十五号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

岡山県人事委員会委員長

森

義

郎

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年岡山県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、第十条の四」を「から第十条の四まで」に改める。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（条例第十条の三の規定による地域手当）

第四条 条例第十条の三の人事委員会規則で定める職員は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員とする。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号ア中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

第十三条第一項第一号中「百分の八十三・五以上百分の百三十五」を「百分の百二・五以上百分の百六十五」に、「百分の百九・五以上百分の百七十五」を「百分の百二十八・五以上百分の二百五」に改め、同項第二号中「百分の七十四以上百分の八十三・五」を「百分の九十一以上百分の百二・五」に、「百分の九十七以上百分の百九・五」を「百分の百十四以上百分の百二十八・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の六十四・五」を「百分の七十九・五」に、「百分の八十四・五」を「百分の九十九・五」に改める。

第十三条の二第一項各号中「百分の三十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第三号アの改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（適用）

2 改正後の第十三条及び第十三条の二の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

◎岡山県人事委員会規則第二十七号

岡山県教育委員会教育長の期末手当の減額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

岡山県教育委員会教育長の期末手当の減額に関する規則の一部を改正する規則

第一条 岡山県教育委員会教育長の期末手当の減額に関する規則（平成十九年岡山県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「額」を「額をいう。」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第二条 岡山県教育委員会教育長の期末手当の減額に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第一条の規定及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十七年四月一日から施行する。

（適用）

2 第一条の規定による改正後の岡山県教育委員会教育長の期末手当の減額に関する規則第二条第一項第一号の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

◎岡山県人事委員会規則第二十八号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第四項中「割合は、」の下に「これらの昇給区分に決定すべき職員の数が少ない場合その他人事委員会が定める場合を除き、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

〔二四〕平成二十六年十二月二十二日付け（号外）公布岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（岡山県条例第八十一号）に誤りがあった。

一・一六	頁・行
平成二十六年十二月一日	誤
公布の日	正